

## VI そ の 他

## （１）学校法人の管理運営の適正確保について

### ○学校法人の管理運営の適正確保について

（昭和五八年七月二九日文管企第二〇七号 文部大臣所轄各学校法人理事長あて文部事務次官通知）

文管企第207号

昭和58年7月29日

文部大臣所轄各学校法人理事長 殿

文部事務次官

佐野 文一郎

### 学校法人の管理運営の適正確保について

近時、私立大学の一部において、私立大学等経営費補助金の不正受領、学園内での刑事々件などの不祥事をはじめ学校法人の管理運営について適正を欠く事例がみられることは、私立学校全体の社会的信頼にも影響を及ぼすものであり、極めて遺憾であります。

各学校法人におかれては、かねてから法人運営、会計処理、補助金事務等の適正な執行について努力されていることと存じますが、この際改めて私立学校に負託された社会的責務の重大さに思いを致され、かかる不祥事の根絶を図ることはもとより、学校法人の適切な管理運営の確保について今後一層の努力を払い、私立学校に対する社会的信頼の確立に努められるよう強く要請いたします。

ついては、下記事項に御留意の上、学校法人の管理運営状況の全般にわたって再点検を行い、従来からの慣行にとらわれることなく、必要な点については早急に改善されるようお願いいたします。

おって、今後学校法人の管理運営が適正を欠く場合及び補助金の申請、各種の報告等の内容に虚偽があったなどの場合は、補助金の交付等について法令の規定にのっとり一層厳正な態度で対処するものであることを申し添えます。

### 記

#### 1. 学校法人の運営について

（1）私立学校法、学校教育法等の関係法令並びに寄附行為を遵守して法人運営を行うこと。

特に、理事及び評議員会は、私立学校法及び寄附行為に定められた職責並びに私立学校の公共性とこれに伴う社会的責任を自覚してそれぞれに課せられた役割を果たし、法人の適正な運営に努めること。

（2）学校法人の運営のために必要な学内諸規程の整備を図って組織的な運営に努めるとともに、いやすくも法人の運営に関する諸決定が正規の機関、正規の手続の外で行われることのないようにすること。

(3) 理事、監事及び評議員の選任に当たっては、私立学校が極めて公共性の高いものであることに配慮して学校経営に参画するにふさわしい者を慎重に人選し、社会の信頼に応える適正な運営が行われるよう努めること。

また、理事、監事及び評議員が欠員となったときは、速やかに適任者を補充し、法人の正常な運営に努めること。

(4) 監事は、私立学校法並びに寄附行為の定めるところにより学校法人の財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行うという職務の重大性を自覚し、厳正かつ積極的にその職責を尽くすこと。

なお、監事は、私立学校法の規定により、学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について理事に意見を述べるとともに、監査の結果不整の点があることを発見したときは、これを所轄庁又は評議員会に報告することとされていることにも留意すること。

## 2. 学校法人の会計処理について

(1) 学校法人会計基準に従って適切に会計処理を行うこと。特に、基本金への組入れ処理は学校法人としての明確な計画性をもって行うこと。

なお、私立大学等経常費補助金の交付を受けていない学校法人にあっても、できるだけこの基準に従って会計処理を行うことが望ましいこと。

(2) 会計処理に当たっては、財政及び経営の状況について真実な内容を財務計算書類に明瞭に表示すること。また、内部監査機能の強化などにより経理の適正を期するとともに、必要に応じて財務状況を関係者に明示すること。

## 3. 補助金の交付申請等について

補助金の交付申請等に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等法令の規定及び私立大学等経常費補助金取扱要領等に従い、提出書類を十分点検するなど遺漏なきを期すること。

## ○学校法人の管理運営の適正確保について

(昭和五八年七月二九日文管企第二〇七号 各都道府県知事あて 文部事務次官通知)

近時、私立大学の一部において学校法人の管理運営について適正を欠く事例が見られることは、私立学校全体の社会的信頼に影響を及ぼすものであり、極めて遺憾と考えております。

このため、文部省では各学校法人が更に一層適切な管理運営を行い社会的信頼の確立に努力するよう別紙のとおり文部大臣所轄の学校法人に対し強く要請したところであります。

貴職におかれては、かねてから所轄学校法人の適正な管理運営の確保について御尽力のことと存じますが、改めて管下の学校法人に対し管理運営の適正化について御指導下さるようお願いいたします。

別紙（略）一文部大臣所轄各学校法人理事長あてと同文

## (2) 私立幼稚園における入園資格について

青教総第1195号

平成12年3月27日

各私立幼稚園設置者 殿

青森県教育庁総務課長

### 私立幼稚園における入園資格について（通知）

幼稚園の入園資格については、学校教育法第80条及び、学校教育法施行規則第44条並びに、幼稚園設置基準第4条の規定により、これまでは満3歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初め（4月1日）としていました。

このたび、文部省において、学校教育法第80条の「満3歳から」の法解釈上、満3歳に達した幼児は幼稚園に入園可能であるとの見解が示されたことから、満3歳児の入園を受け入れる幼稚園は、法令等の基準を満たすことはもとより、幼稚園における一定の教育条件の維持・確保のため、下記事項に十分留意のうえ実施するようお願いいたします。

#### 記

##### 1 満3歳児入園実施の要件

- (1) 満3歳児受け入れについて、当該幼稚園の園則に規定されていること。
- (2) 満3歳児を含めて、認可された収容定員の範囲内で行うこと。
- (3) 満3歳児の学級は、原則として従前の3歳児学級とは別学級で編制し、1学級当たり20人以下とすること。
- (4) 満3歳児の学級を含めた総学級数で、原則として幼稚園設置基準及び県の認可取扱要領を充足していること。

##### 2 満3歳児の入園実施計画書

満3歳児の入園を実施するに当たり、事前に実施計画書（別紙様式）を提出すること。

##### 3 その他

- (1) 満3歳児の入園の実施に関して、理事会等で決議されていること。
- (2) 満3歳児の入園を実施するに当たり、園則の改正等（修業年限、入園資格、入園時期等）が必要な場合は速やかに行うこと。
- (3) 満3歳に達していない幼児の入園は、従来どおり法律違反となるため、入園に関しては生年月日等を十分確認し、注意すること。
- (4) 収容定員については遵守すること。また、満3歳児の入園を実施することにより、翌年度以降の認可定員超過を招くことのないよう留意すること。
- (5) 満3歳児の入園は、途中入園となるため、教育課程編成、指導計画作成においては、教育的な配慮をし、適切に行うこと。

第 号  
平成 年 月 日

総務学事課長 殿

学校法人 ○○学園  
○○幼稚園長 ○○○○ 印

### 満 3 歳児入園実施計画書

このたび、○○幼稚園において満 3 歳児入園を実施したいので、関係書類を添えて計画書を提出します。

| 事 項   | 内 容 等                                                   |
|-------|---------------------------------------------------------|
| 幼稚園名  |                                                         |
| 園長氏名  |                                                         |
| 幼稚園住所 |                                                         |
| 実施年月日 | 平成 年 月 日                                                |
| 収容定員等 | 認可定員      実施計画      在籍者数                                |
|       | 満 3 歳児 <u>                    </u> 名 ( 学級)      名 ( 学級) |
|       | 3 歳児      名 ( 学級)      名 ( 学級)      名 ( 学級)             |
|       | 4 歳児      名 ( 学級)      名 ( 学級)      名 ( 学級)             |
|       | 5 歳児      名 ( 学級)      名 ( 学級)      名 ( 学級)             |
|       | 計      名 ( 学級)      名 ( 学級)      名 ( 学級)                |
| 教職員組織 | 園 長 (専任・兼任)      名                                      |
|       | 副園長      名                                              |
|       | 教 員      名                                              |
|       | 合 計      名                                              |
| 園 地   | 園舎建築面積      m <sup>2</sup>                              |
|       | 運動場      m <sup>2</sup>                                 |
|       | <u>その他</u> m <sup>2</sup>                               |
|       | 総面積      m <sup>2</sup>                                 |
| 園 舎   | 保育室 ( 室)      m <sup>2</sup>                            |
|       | 遊戯室      m <sup>2</sup>                                 |
|       | <u>その他</u> m <sup>2</sup>                               |
|       | 総面積      m <sup>2</sup>                                 |

- ※ 添付書類    1    理事会等の決議録の写し  
                   2    園舎の平面図 (使用する保育室等を明示したもの。)  
                   3    在籍者数は計画書提出時の園児数を記入すること

### (3) 学校法人等の収益事業の範囲を定めた告示

平成二十二年四月一日

青森県告示第二百十四号

(平成二十九年三月三十一日一部改正)

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第二十六条第二項（同法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、知事の所轄に属する学校法人等（同法第三条に規定する学校法人及び同法第六十四条第四項の法人をいう。以下同じ。）の行うことのできる収益を目的とする事業（以下「収益事業」という。）の種類を次のとおり定め、平成十三年四月一日青森県告示第二百三十一号（学校法人等の収益事業の種類）は、廃止する。

学校法人等の行うことのできる収益事業の種類は、次の表の上欄に掲げる事業であって、同表の下欄に掲げる収益事業とする。

| 事業の種類                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 収益事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本標準産業分類（平成二十五年十月三十日総務省告示第四百五号）の分類表に定める産業のうち次に掲げるもの<br>一 農業、林業<br>二 漁業<br>三 鉱業、採石業、砂利採取業<br>四 建設業<br>五 製造業（武器製造業に関するものを除く。）<br>六 電気・ガス・熱供給・水道業<br>七 情報通信業<br>八 運輸業、郵便業<br>九 卸売業、小売業<br>十 保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業に関するものに限る。）<br>十一 不動産業（建物売買業、土地売買業に関するものを除く。）、物品賃貸業<br>十二 学術研究、専門・技術サービス業<br>十三 宿泊業、飲食サービス業（料亭、酒場、ビヤホール及びバー、キャバレー、ナイトクラブに関するものを除く。）<br>十四 生活関連サービス業、娯楽業（遊戯場に関するものを除く。）<br>十五 教育、学習支援業<br>十六 医療、福祉<br>十七 複合サービス事業<br>十八 サービス業（他に分類されないもの） | 次の各号のいずれにも該当しない収益事業<br>一 経営が投機的に行われるもの<br>二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条各項（第二項、第三項及び第十二項を除く。）に規定する営業及びこれらに類似する方法によって経営されるもの<br>三 規模が当該学校法人等の設置する学校等（私立学校法第二条第一項に規定する学校並びに同条第二項に規定する専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）の状態に照らして不適当なもの<br>四 自己の名義をもって他人に行わせるもの<br>五 当該学校法人等の設置する学校等の教育に支障のあるもの<br>六 その他学校法人等としてふさわしくない方法によって経営されるもの |

備考 表の上欄に掲げる事業には、当該学校法人等の設置する学校等の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を含まないものとする。

(4) 登記の種類及び期間等

登記の種類及び期間等

| <div> <div>期間等</div> <div>種類</div> </div> | 登記の期間                                               |                                                  | 根拠法令                  |
|-------------------------------------------|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-----------------------|
|                                           | 主たる事務所の<br>所在地において                                  | 従たる事務所の<br>所在地において                               |                       |
| 設立の登記                                     | 2週間以内                                               | 2週間以内（左欄の登記をした日から）                               | 組合等登記令第2条第1項及び第11条第1項 |
| 従たる事務所の新設の登記                              | 2週間以内                                               | 3週間以内（他の従たる事務所の所在地においても同様とする。）                   | 同令第3条第1項及び第11条第1項     |
| 主たる事務所の移転の登記                              | 旧所在地においては2週間以内に移転の登記、新所在地においては2週間以内に設立登記の場合と同じ事項の登記 | 3週間以内                                            | 同令第4条及び第11条第3項        |
| 従たる事務所の移転の登記                              | 2週間以内                                               | 旧所在地においては3週間以内に登記、新所在地においては4週間以内に設立登記の場合と同じ事項の登記 | 同令第3条及び第12条           |
| 登記事項の変更の登記                                | 2週間以内                                               | 3週間以内                                            | 同令第3条第1項及び第11条第3項     |
| 資産の総額の変更の登記                               | 事業年度終了の3ヶ月以内                                        | 事業年度終了の3ヶ月以内                                     | 同令第3条第3項              |
| 解散の登記（合併、破産の場合を除く。）                       | 2週間以内                                               | 3週間以内                                            | 同令第7条                 |
| 継続の登記                                     | 2週間以内                                               | 3週間以内                                            | 同令第7条の2               |
| 合併の登記                                     | 2週間以内                                               | 3週間以内                                            | 同令第8条及び第13条           |
| 分割の登記                                     | 2週間以内に変更の登記、分割により設立する組合等は設立の登記                      | 3週間以内                                            | 同令第8条の2及び第13条         |
| 清算終了の登記                                   | 清算終了の日から2週間以内                                       | 清算終了の日から3週間以内                                    | 同令第10条及び第13条          |

## (5) 監査事項の留意点について

青総第 2132 号

平成28年3月14日

〔一部改正 令和4年3月14日  
青総第1614号総務学事課長通知〕

各学校法人理事長 様

青森県知事 三村 申吾  
( 公 印 省 略 )

### 平成28年度以後の監査事項の指定について（通知）

私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号。以下「助成法」という。）第14条第3項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人（助成法附則第2条第1項及び第2条の2第1項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者及び幼保連携型認定こども園の設置者を含む。）が同条第2項の規定により、知事に届け出る平成28年度以後の各年度の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の監査報告書に係る監査事項が、平成28年3月14日付け青森県告示第187号を持って別添のとおり指定されたのでお知らせします。

ついては、下記の点に十分御留意のうえ、遺漏のないようお取り計らい願います。

### 記

#### 第1 監査対象法人等について

助成法第9条に規定する経常的経費について補助金を受ける学校法人は、助成法第14条第1項の規定により、毎年度、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類（以下「計算書類」という。）を作成し、同条第2項の規定により、収支予算書とともに知事に届け出ることが必要である。

また、同条第3項の規定に基づき、計算書類には知事の指定する事項に関する公認会計士等の監査報告書を添付することとされている。

なお、同項ただし書により、補助金の額が寡少であって、知事の許可を受けた学校法人にあっては、監査報告書を添付する必要があるが、この「補助金の額が寡少」であるとは、1会計年度に1学校法人に交付される補助金の額が1,000万円に満たない場合を指すものであること。

#### 第2 監査事項の内容について

平成28年3月14日付け青森県告示第187号により指定された平成28年度以後の監査事項の具体的内容は次のとおりである。

##### 1 当該会計年度における当該学校法人の会計制度の整備及び運用の状況について

- (1) 会計組織の管理運用の状況はどうか。
- (2) 予算制度の運用の状況はどうか。
- (3) 経理に関する規定の整備及び運用が適切に行われているかどうか。
- (4) 当該会計年度の次の年度の収支予算書は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号。以下「会計基準」という。）の趣旨に即して編成されているかどうか。

##### 2 資金収支計算書について

- (1) 資金収支計算は会計基準の定めるところに従って行われているかどうか。  
ア 当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出は正しく計上されているかどうか。  
イ 当該会計年度における支払資金の収入及び支出の計上並びにそのてん末は妥当であるかどうか。



- (2) 上記(1)の具体的内容のうち特に留意すべき事項は次のとおりである。
- ア 収支の繰上げ又は繰下げを行っていないかどうか。
  - イ 資金収入調整勘定及び資金支出調整勘定の計上は妥当であるかどうか。
  - ウ 資金収支計算書における「前年度繰越支払資金」及び「次年度繰越支払資金」の額は、期首並びに期末の貸借対照表における現金預金有高と一致しているかどうか。
  - エ 収入及び支出の各科目への区分は正しく行われているかどうか。
  - オ 寄付金や学校債による資金の受入れが適正に行われているか。特に、入学者又はその関係者からの受入れに留意すること。
- (3) 資金収支計算書の表示方法は会計基準の定めるところに従っているかどうか。
- 記載科目、記載方法及び様式は会計基準第9条、第10条、第11条、第12条及び第14条に従っているかどうか。
- (注) 資金収支内訳表及び資金収支計算書に基づき作成される活動区分資金収支計算書については、知事に届け出る計算書類であるが、監査事項からは除外されている。

### 3 事業活動収支計算書について

- (1) 事業活動収支計算は会計基準の定めるところに従って行われているかどうか。
- ア 当該会計年度の教育活動収入及び教育活動支出は正しく計上されているかどうか。
  - イ 当該会計年度の教育活動外収入及び教育活動外支出は正しく計上されているかどうか。
  - ウ 当該会計年度の特別収入及び特別支出は正しく計上されているかどうか。
- (2) 上記(1)の具体的内容のうち特に留意すべき事項は次のとおりである。
- ア 減価償却額及び退職給与引当金繰入額は正しく計上されているかどうか。
  - イ 教育活動収支、教育活動外収支及び特別収支の各科目への区分は正しく行われているかどうか。
  - ウ 基本金組入額及び取崩額は正しく計上されているかどうか。
  - エ 寄付金(現物寄付金を含む。)の受入れが適正に行われているか。特に、入学者又はその関係者からの受入れに留意すること。
  - オ 各収支差額は正しく計上されているかどうか。
  - カ 退職給与引当金の計上基準及び有価証券の評価方法並びにデリバティブ取引に係る損失の処理科目及び表示についての取扱い又は処理については、平成23年3月7日付け青総第664号通知「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について」に基づき適切に処理すること。
- (3) 事業活動収支計算書の表示方法は会計基準の定めるところに従っているかどうか。
- 記載科目、記載方法及び様式は会計基準第18条、第19条、第20条、第21条、第22条及び第23条に従っているかどうか。
- (注) 事業活動収支内訳表については、知事に届け出る計算書類であるが、監査事項からは除外されている。

### 4 貸借対照表について

- (1) すべての資産及び負債は会計基準の定めるところに従って計上されているかどうか。
- ア 資産の評価は妥当であるかどうか。
  - イ 負債はすべてを網羅して計上されているかどうか。
- (2) 基本金要組入額は正しく把握されているかどうか。
- (3) 基本金及び繰越収支差額は会計基準の定めるところに従って計上されているかどうか。
- (4) 貸借対照表の表示方法は会計基準の定めるところに従っているかどうか。
- 記載科目、記載方法及び様式は会計基準第32条、第33条、第34条、第35条及び第36条に従っているかどうか。
- (5) 退職給与引当金の計上基準及び有価証券の評価方法並びにデリバティブ取引に係る損失の処理科目及び表示についての取扱い又は処理については、平成23年3月7日付け青総第664号通知「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について」に基づき適切に処理されているかどうか。

### 5 収益事業に係る計算書類について

- (1) 会計処理及び計算書類の作成は一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従って行われ

ているかどうか。

- (2) 計算書類の作成に当たって、その記載科目、記載方法及び様式は一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従っているかどうか。

### 第3 公認会計士等の業務制限について

監査の依頼に際しては、当該公認会計士等が学校法人と公認会計士法（昭和23年法律第103号）第24条又は第34条の11に規定する著しい利害関係を有する者でないことを確認する必要がある。

### 第4 監査報告書添付の免除に係る許可について

上記第1により補助金の額が寡少である学校法人が監査報告書の添付の免除に係る許可を受けようとする場合には、当該年度の末日（3月31日）までに、監査報告書添付免除許可申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

知事は提出された許可申請書を審査のうえ、当該学校法人に対して許可指令書（様式第2号）を交付するものとする。

### 第5 計算書類等の届け出について

助成法第14条第2項の規定に基づく計算書類及び収支予算書の知事への届け出については、次のことに留意すること。

なお、計算書類及び収支予算書の提出と併せて、「計算書類（抄）」（計算書類及び収支予算書のうち、大科目の科目及び金額並びに合計額（補助金に関する科目については、中科目以下の科目名及び金額を含む。）を抜き出したもの）についても提出すること。

#### 1 届出時期について

計算書類の届出期日については、毎年度、当該年度の翌年度の6月30日までとし、収支予算書については、毎年度、当該年度の6月30日までとすること。

したがって、当該年度の収支予算書と前年度の計算書類は同時に届け出ることになること。

また、届け出られた収支予算書に係る収支予算を変更したときは、変更後の収支予算書を速やかに届け出ること（様式第3号）。

#### 2 届出方法等について

- (1) 計算書類は会計基準の第1号様式から第10号様式の順序とすること。なお、収益事業がある場合には、当該事業の計算書類を第10号様式の後に追加すること。
- (2) 公認会計士等の監査報告書の原本が紙媒体である場合には、当該監査報告書（署名があるものを必要とし、写しでは足りないこと。）を監査証明の対象となった計算書類の前にとじ込み、原本を紙媒体で届け出ること。この場合の計算書類の用紙は日本産業規格A4判に統一すること。ただし、資金収支内訳表、人件費内訳表及び事業活動収支内訳表で部門別の区分が多い場合にはこの限りではない。
- (3) 公認会計士等の監査報告書の原本が電子形式である場合には、当該監査報告書（電子署名のあるものを必要とすること。）と監査証明の対象となった計算書類を一体の電子形式のファイルとして、原本を電磁的方法で届け出ること。
- (4) 収支予算書は計算書類とは別につづり（電子形式の場合は、別のファイルとして）、届け出ること。
- (5) 計算書類等の届け出の際には、学校法人の代表者名を記入した知事あての送付状を添付すること（様式第4号）。なお、送付状には、財務担当理事及び計算書類の作成責任者（事務長等）の氏名を付記すること。
- (6) 大科目にも金額を入れ、その金額を（ ）で囲むこと。
- (7) 収支予算書の様式は会計基準の第1号様式及び第5号様式に準じて作成するものとし、この場合において、「科目」、「予算」、「決算」及び「差異」の各欄は、「科目」、「本年度予算」、「前年度予算」、「差異」及び「摘要（積算の基礎）」とすること。ただし、資金収支予算書と事業活動収支予算書で摘要欄の記載内容が重複する場合は、資金収支予算書についてのみ記載すればよいこと。
- (8) 計算書類及び収支予算書には、次にならって表紙をつけること。

袋とじ

|  |                                                   |
|--|---------------------------------------------------|
|  | 年度                                                |
|  | 計<br>算<br>書<br>類                                  |
|  | 学校法人      学園<br>又は [ ××幼稚園設置者 ]<br>氏            名 |

袋とじでなくてもよい

|   |                                                   |
|---|---------------------------------------------------|
| × | 年度                                                |
|   | 収<br>支<br>予<br>算<br>書                             |
|   | 学校法人      学園<br>又は [ ××幼稚園設置者 ]<br>氏            名 |

(様式第 1 号)

監査報告書添付免除許可申請書

番 号  
年 月 日

青森県知事 殿

法人所在地

法人名

代表者氏名

知事に提出する財務計算書類に添付すべきこととされている監査報告書について、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項ただし書の規定により添付免除の許可を受けたいので、申請します。

(様式第 2 号)

指令第                      号

住 所

氏 名

年    月    日付けで許可申請のあった監査報告書添付の免除に関しては、私立学校振興  
助成法（昭和 5 0 年法律第 6 1 号）第 1 4 条第 3 項ただし書の規定により、許可します。

年    月    日

青森県知事

(様式第3号)

番 号  
年 月 日

青森県知事 殿

法人所在地

法人名

代表者氏名

私立学校振興助成法第14条の規定に基づく収支予算書  
(補正予算書)の届出について

年 月 日付で届け出た収支予算書を変更したので、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更後の収支予算書

- (1) 年度 資金収支予算書及び資金収支予算部門別内訳表
- (2) 年度 事業活動収支予算書及び事業活動収支予算部門別内訳表
- (3) その他

(様式第4号)

番 年 月 号 日

青森県知事 殿

法人所在地

法人名

代表者氏名

(財務担当理事： )  
(作成責任者： )

私立学校振興助成法第14条の規定に基づく計算書類  
及び収支予算書の届出について

学校法人会計基準に従い、本法人（個人の場合は本幼稚園）の計算書類及び収支予算書を作成したので、私立学校振興助成法第14条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- |   |    |                                       |
|---|----|---------------------------------------|
| 1 | 年度 | 資金収支計算書、資金収支内訳表、人件費支出内訳表及び活動区分資金収支計算書 |
| 2 | 年度 | 事業活動収支計算書及び事業活動収支内訳表                  |
| 3 | 年度 | 貸借対照表、固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表          |
| 4 | 年度 | 損益計算書（収益事業がある場合）                      |
| 5 | 年度 | 資金収支予算書及び資金収支予算部門別内訳表                 |
| 6 | 年度 | 事業活動収支予算書及び事業活動収支予算部門別内訳表             |

青 総 第 6 6 4 号  
平成23年3月7日

青森県知事所轄各学校法人理事長 殿

青森県総務部総務学事課長  
( 公 印 省 略 )

退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について

このことについて、文部科学省から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

本通知による取扱いの変更は平成23年度の計算書類から適用されますが、一部については平成22年度の計算書類から適用されることとなっていますので、各学校法人の監事及び公認会計士又は監査法人にも周知の上、取扱いに遺漏のないよう、適切に対応くださるようお願いいたします。

なお、本通知の内容に係る不明点等については、文部科学省あて直接問い合わせくださるようお願いいたします。

○問い合わせ先

文部科学省高等教育局私学部参事官付 財務調査係

T E L 03-5253-4111 (内線3328)

F A X 03-6734-3396



青森県所轄学校法人理事長 様

青森県総務部総務学事課長  
( 公 印 省 略 )

計算書類（抄）の様式の改正について

経常的経費について補助金を受ける学校法人は、私立学校振興助成法第 14 条第 2 項に基づき、学校法人会計基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類及び収支予算書（以下、「計算書類等」という。）を、所轄庁に届出することとされています。

また、県では、情報公開の速やかな実施及び不開示情報の漏えい防止並びに財務情報の積極的な情報公開の観点から、計算書類等の開示情報部分のみを抜き出した「計算書類（抄）」の提出を受け、開示に供することとしています。

今般、学校法人会計基準の一部を改正する省令（平成 25 年 4 月 22 日文部科学省令第 15 号）が平成 27 年 4 月 1 日に施行され、計算書類等の様式が改正されたことに伴い、「計算書類（抄）」の様式を改正したので、お知らせします。

なお、改正後の学校法人会計基準について、都道府県知事を所轄庁とする学校法人については、平成 28 年度以降の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用されるものであることを申し添えます。

○ 計算書類（抄）

- |   |                |           |
|---|----------------|-----------|
| 1 | 計算書類（抄）表紙      |           |
| 2 | 資金収支計算書（抄）     | 【第 1 号様式】 |
| 3 | 資金収支内訳表（抄）     | 【第 2 号様式】 |
| 4 | 活動区分資金収支計算書（抄） | 【第 3 号様式】 |
| 5 | 事業活動収支計算書（抄）   | 【第 4 号様式】 |
| 6 | 事業活動収支内訳表（抄）   | 【第 5 号様式】 |
| 7 | 貸借対照表（抄）       | 【第 6 号様式】 |

|                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 〒030-8570 青森市長島一丁目 1 番 1 号<br>青森県総務部総務学事課学事振興グループ<br>TEL 017-734-9869 FAX 017-734-8006<br>E-mail gakujishinko@pref.aomori.lg.jp |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

「計算書類（抄）」作成についての留意事項

- 1 各様式については、計算書類の内容を転記するものとする。
- 2 各様式にない科目を設けている場合は、その科目を追加した様式により作成すること。
- 3 「補助金」の項目については、国庫補助金及び都道府県補助金以下、市町村等からの補助金等を含め、すべての項目を計算書類から転記すること。
- 4 その他、学校法人会計基準（昭和46年4月1日文部省令第18号）に準じて作成すること。

## (6) 事件等報告について

青 総 第 5 2 1 号  
平成27年6月12日

各私立中学・高等学校長 殿

青森県総務部総務学事課長  
( 公 印 省 略 )

### 「生徒の事件等報告書」による重大事件等の報告について

このことについて、平成27年6月10日付け事務連絡により文部科学省初等中等教育局児童生徒課から依頼があったので、対象となる事件等が発生した際には、下記により速やかに当課宛て報告くださるようお願いします。

### 記

#### 1 報告の対象となる事件等

(1) 生徒が自殺した場合（自殺が疑われる場合や未遂を含む。）

いじめを受けていた、友人関係で悩んでいた、教職員との関係で悩んでいた（これらの可能性があるものを含む。）など、学校生活に起因する可能性がある場合や、事案が全国報道で扱われ得る場合

(2) 学校内外を問わず、生徒が、他の児童生徒等の命を奪う等、重大な犯罪又は触法行為を起こした場合

※ 殺人未遂、強盗、詐欺又は強制わいせつなどの事案を含む

#### 2 提出書類

生徒の事件等報告書（別紙1）

#### 3 提出時期

事案発生後速やか（原則として24時間以内）に提出すること。

#### 4 提出方法

電子メール又はFAXによる。

※ 提出前に当課宛てに電話により連絡すること。

#### 5 提出先

青森県総務部総務学事課学事振興グループ

TEL 017-734-9869

FAX 017-734-8006

E-mail gakuishinko@pref.aomori.lg.jp

#### 6 その他

今回の報告の対象となる事件等については、従前どおり、「児童生徒の自殺等に関する実態調査調査票」及び「事故等報告」の提出もお願いします。

# 生徒の事件等報告書

## 【第 報について（平成 年 月 日）】

学校名 \_\_\_\_\_

（１）事件等の概要

|  |
|--|
|  |
|--|

（２）発生日時

平成 年 月 日 時頃

（３）発生場所

\_\_\_\_\_

（４）当該生徒の名前・学校名

| 学校名 | (私立) 学校 |    |  |    |   |    |  |
|-----|---------|----|--|----|---|----|--|
| 学年  | 年       | 性別 |  | 年齢 | 歳 | 名前 |  |

（５）学校の概要

|            |                        |  |  |      |  |  |  |
|------------|------------------------|--|--|------|--|--|--|
| 住所・<br>連絡先 | (住所)<br>(電話) ( F A X ) |  |  |      |  |  |  |
| 校長名        |                        |  |  | 生徒数  |  |  |  |
| 学級数        |                        |  |  | 教職員数 |  |  |  |

( 6 ) 事件等の経緯

( 7 ) 当該生徒に関すること ( 学校生活、家庭環境 等 )

( 8 ) 事件前・事件後の対応について

( 9 ) 本件に関する連絡先

|    |  |     |                     |
|----|--|-----|---------------------|
| 名前 |  | 連絡先 | ( 電話 )<br>( F A X ) |
|----|--|-----|---------------------|